

第1回鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会 会議録

日 時： 令和8年（2026年）2月10日（火）15時00分～17時00分

会 場： 鎌倉市役所 第6分庁舎2階 602会議室

出席者： 梅川委員長、山下副委員長、奈須委員、進藤委員、井上委員、薄井委員

欠席者： 海津委員

事務局： 市民防災部林部長、観光課中澤課長、橋本課長補佐、大野職員
総務部市民税課 松井課長、山村係長、齋藤職員

事務局 定刻となりましたので、ただいまから第1回鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます市民防災部観光課課長補佐の橋本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本来は初めての委員会となりますので、委員の皆様のご就任にあたり、委嘱式を行うところですが、大変恐縮ですが時間の都合上省略させていただくことをご容赦ください。

委嘱状は、皆様の机にあらかじめお配りさせていただいておりますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。

なお、開催にあたり、理事者からご挨拶をさせて頂きたいと考えておりましたが、議会对応のため同席が叶わず、重ねてお詫び申し上げます。

それでは、これより次第に基づいて会議を始めさせていただきますが、本日の委員会は委員7名中6名のご出席をいただいておりますので、鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会設置要綱第6条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、検討委員会を開催させていただきたいと思いますが、開会にあたり、観光課長の中澤からご挨拶させていただきます。

事務局 市民防災部観光課長の中澤です。

委員の皆様におかれましては、鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会の委員として御就任いただき、また、ご多忙のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。併せて、日頃より、本市の観光行政の運営に多大なご支援、ご協力いただき、重ねて感謝申し上げます。

人口減少や少子高齢化といった社会課題が進行し、地域の経済活動の縮小が懸念される一方、鎌倉市においてはオーバーツーリズム解消、インバウンドへの対応、観光客の快適な受入環境整備といった複雑な観光ニーズへの対策と、住民生活の両立が求められております。

そのような中、当市では鎌倉市観光基本計画に基づき、観光客の受入環境の整備やオーバーツーリズム対策等を実行していくため、受益者である観光客から一定の負担を

求める仕組みの導入も含め、宿泊税等の安定した観光財源の確保に向けた検討を進めていく必要があると考えています。

また、政府が掲げる観光ビジョンでは「2030年には、現状の約1.5倍となる6,000万人のインバウンドを達成する」という将来目標もある中で、政府は令和8年の7月から国際観光旅客税を現在の1,000円から3倍の3,000円を徴収する形となり、国レベルでも旅行客の増加に伴い、新たな税収確保に向けた動きが出ている状況です。

この度、観光財源に関してご議論をお願いする形となりますが、有識者のお二方の他、商工会議所、観光協会、旅館業組合、全国規模でご展開されているホテル事業者様に委員として参加していただいています。

関係者の合意形成を図りながら、新たな観光財源の検討及び導入に努めてまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、この会議において皆様のご意見を頂き、今後の取り組みの参考としてまいりますので、有益な会議となりますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、次第2の議題に移らせて頂きたいと思いますが、今回が最初の会議であり、初めて顔を合わせる方もいらっしゃるかと存じますので、皆様に簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。

委員 —各委員自己紹介—

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事に移らせて頂きますが、議事に入る前に申し上げます。

当該委員会は、検討の過程の透明化を図るためにも、会議を原則公開したいと考えております。また議事録や会議資料につきましても、市のホームページにて公開していきたいと考えております。

会議及び会議録等は公開とすることでよろしいでしょうか。

委員一同 —異議なし—

事務局 ありがとうございます。なお、本委員会が予め公開となることを想定し、事前に傍聴者の募集を行いました。傍聴者はいらっしゃいませんでした。

続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。

—資料の確認—

事務局 それでは、会議に入ります。

議題（１）委員長の選出及び、副委員長の選任に移ります。

鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会設置要綱第５条で、委員長は委員の互選、副委員長は委員のうちから委員長が指名することとしておりますが、このことについてご発言がございましたら、お願いいたします。

委員 委員長につきましては國學院大学の梅川教授にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 今委員から梅川委員が委員長にご適任というご意見ございましたが、異議なしということよろしいでしょうか。

委員一同 ー異議なしー

委員長 ありがとうございます。それでは梅川委員に委員長を務めて頂きたいと思います。では、梅川委員長、鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会設置要綱第５条第３項の規定に基づき、ここからは議事の進行をお願い致します。

委員長 承知しました。ここからの進行を務めさせていただきます。最初の会務として、副委員長を指名させていただきます。観光財源等に関する講義経験が豊富であり、かつ福岡市や湯河原町でも委員実績がございますＪＴＢ総研の山下委員が適任かと思えます。委員の皆様はいかがでしょう。

委員一同 ー異議なしー

委員長 皆様ありがとうございます。それでは、山下委員に副委員長を務めていただくこととします。議題（２）観光財源を確保する意義についてに移ります。これから議論するにあたって、自治体がなぜ新たな観光財源を必要としているのか、観光財源を確保する意義について、専門的見地から山下副委員長にご説明いただきたいと思えます。山下副委員長、お願いします。

副委員長 ー（２）観光財源を確保する意義について説明ー

委員長 山下副委員長ありがとうございました。意見交換は迫って行いますので、このまま続いて議題（３）「鎌倉市の現状、観光特性・課題、観光財源の種類とその比較・検討について」、事務局からご説明をお願いします。

事務局 ー(3)鎌倉市の現状、観光特性・課題、観光財源の種類とその比較・検討について説明ー

委員長 事務局からの説明がありました。山下副委員長のご説明も含めて、何かご質問等ございましたらお願いします。

委員 一つ確認ですが、入湯税はもう決定ということなのですね。

事務局 令和8年度10月1日からの課税となります。

委員 入湯税はどこから徴収するのでしょうか。

事務局 市内で対象は3ヶ所です。地方税法に定める「鉱泉浴場」、いわゆる温泉施設が3ヶ所ございまして、そのうち1つは、社会福祉施設であり課税免除となり、2つの施設について課税の準備を進めています。

委員 これまでは取っていなかったのですね。

事務局 これまでは、特別徴収義務者を指定しておらず、鎌倉市では入湯税の歳入はございませんでした。

委員 総務省から課税するよう指摘されたのですか。

事務局 指摘はありませんでした。地方税法に規定された目的税ということで、今回課税していく判断に至っています。

委員 温泉の成分など、それによって基準があるということですね。

事務局 温泉水の利用につきましては、神奈川県の手許が必要であり、その許可を受けている施設が、入湯税の対象となります。温泉地から温泉を輸送する、いわゆる「運び湯」も対象となります。

委員長 他に質問はございますか。

委員 宿泊者数の推移で、市で把握している人数をご説明いただきましたが、例えば市で把握していない民泊などについても税の対象にして、そこから徴収することは可能なのですか。

事務局 宿泊事業者様が自ら届け出ていただくような形になりますので、そのような意味では可能ですが、市で全ての事業者の連絡先を把握する術が無く、全く市からアプローチできていない事業者が、急にあなたがこの特別徴収義務者になります。ということになってしまう恐れもあります。

市としては説明会等を通じて周知を図ってまいります。旅館業や民泊事業の届出は神奈川県保健福祉事務所になりますので、県が保有するリストを頂きながら、運営者等に対して周知を行ってまいります。

委員 民泊を経営しているところというのは、保健所に届出をしているので県が全て把握していると思いますが、届出をしてないところというのも存在するのですよね。

事務局 いわゆる闇民泊というものも存在しうると考えます。

委員 神奈川県の民泊の中で、鎌倉市は結構な数を占めていると聞いています。

事務局 県内の届け出数の15%程度を占めていると聞いています。

事務局 保健所の情報ですと、令和7年12月31日時点で市内162か所の届出があります。保健所にも情報提供依頼を行って、運営者や管理者等の連絡先の把握には努めていますが、個人で営業されている施設ですと、個人情報として連絡先等を開示いただけません。そうは言ってもなるべく広く情報は届けたいと思っていますので、県に働きかけを行いながら、県を経由した情報提供を行っていただくなど、今後の動向を伝えていきたいと思っています。

委員 民泊は届出制なので、把握しきれないで課税出来ないところがあると、ホテルや旅館等との公平さの観点で心配ですね。

委員 そこなのです。同じ宿泊客を扱っているのに、違法民泊は課税を逃れるみたいなどころが出てくると問題です。

副委員長 福岡市では宿泊税を使って民泊パトロールをしっかりとっており、罰則も規定しています。日々の通報や、違法営業等情報提供なども受け付けています。通常のパトロールも含めてそこにも予算をかけるといった対応も必要です。

委員 それはやっていかないといけないですね。

委員 家主不在型が一番問題と考えていますが、家主不在型でも、民泊事業を行っている掲示は必要で、それが貼っていないと違法ですよ。

現状で、市としてそのような取り締まりなどを管理しているのでしょうか。

事務局 市では取り締まりはしていません。ただし、様々なトラブル等の対策のため、市で民泊ガイドラインを作成し、公表しました。県と市で協力体制を取ることが重要だと思いますが、今後宿泊税を徴収する際には、真面目に払っていただいている事業者様に不公平感が出ることは避けたいので、対策の必要性を感じています。

委員 昨今やはり民泊に対する色々な規制系の話が出てきていて、東京都なども対応していますが、民泊は住宅地に立地することが多いので、地域住民との課題が発生しており、住民協定だけではなかなかうまくいっていないようですね。

委員 泊まるという行為は一緒ですが、フロントもなければ、鍵の受け渡しなども無人で行うことになると、ホテルや旅館と比べて、管理が難しいですね。

委員 もう一つよろしいですか。宿泊税を進めるに際して、延べ観光客のうち宿泊者が占める割合が3%程度という中で、その宿泊者をターゲットしていくということについて、宿泊税1本で進めてよいのかというところが気になるようです。

例えば、観光予算で海水浴場の費用が1億以上となっていて、海岸下水道排水設備、監視業務や仮設トイレ等の設置費用を出しているとのことですが、海の家からの税収はどれだけあるのかと。海の家の利用料等を積み増して、予算化していく等、合わせ技で徴収していく必要があるのではないのでしょうか。

委員長 そこが一番の課題でしょうね。市のインフラに負担をかけているのが、日帰りのお客さんなので、受益と負担の関係でいったらやっぱり日帰りのお客さんからも何か負担してもらわないといけないと考えます。

今回宿泊税をメインに検討はするけれども、並行して、日帰り観光客にも負担いただく仕組みを検討していくのが今回の委員会の一つの役割かと思います。

副委員長 日帰り客の課題解決と今回の宿泊税の導入とは少し性質が違いますので、宿泊税を導入してそれをオーバーツーリズム対策の予算に充てるっていうのはちょっと違うと思います。宿泊者の利便性の向上のための環境作りとか、宿泊事業者の方々の、例えばDX化を進めるとか、生産性を向上させることに利用すべきと考えます。

それから、今後宿泊税が導入されると、いわゆる宿泊人数が税収につながってくるので、宿泊施設の開業やホテル誘致は産業政策とか、税収対策になってきます。

日帰り客が圧倒的に多いのはしょうがないのですが、宿泊一体型の観光にするための施策に充てるべきと考えます。

日帰り観光客対策に関してはまた別の問題で、福岡県太宰府市のような駐車場への課税なども一つの方法です。また、イタリアのヴェネツィアは旧市街地に入るときに入域税を取っていますが、結局チェック機能がないので、ただ抜き打ちで地元の警

察官や市の職員等が「あなたはもう払っていますか」って聞いて回っているらしいのですが、はっきり言って現実的な方法ではないですね。

飲食店から取ればいいんじゃないかっていう議論もよく話題に上がりますが、税の三原則から考えたら難しいということで、大体皆さん断念されています。

特定の場所、例えば鎌倉高校前駅の問題などは、また別の協力金の徴収を考えるなど、今回のクラウドファンディングがよかったかは別として、他の対策として考えていくべきと思います。

ただ、多様な財源の議論に含みを残しつつも、全国的には既に総務省の理解もある宿泊税の導入からスタートして、今後、宿泊客を増やして滞在型観光を推進していくようなメッセージは大事だと思います。

一番怖いのは、宿泊事業者さんが特別徴収義務者として頑張って徴収した宿泊税を、オーバーツーリズム対策だけに充てるとするのは違うのではないかって話になってくるので、そのように捉えられないような使途の検討を進める必要があります。

委員 宿泊施設側からしても、税を取る、特別徴収することについては一定の理解はできるのですが、宿泊者の割合が3%しかないところで、そこから徴収することに公平性があるのかっていうところは非常に疑問があります。

ただその税の使途を確立していただいて、それが宿泊者の誘致といったところに使われることが理解できれば、それほど宿泊施設からのハレーションも出ないのではないかなと思うのですが、使途がオーバーツーリズム対策や、日帰りのお客様に対しての対策が中心になってくるとなると、ハレーションが出てくると思いますので、使途は非常に重要かと思います。

事務局 市で把握している宿泊者のカウントは、40施設程度からのアンケートの回答によるものであり、ホテル・旅館、簡易宿所、民泊を含めると市内で377施設ある中で、全体の把握ができれば、実際にはどれだけの宿泊者がいらっしゃって、どれだけの税収効果があるのか、より把握できると思います。

あくまでアンケートですので、すべてを把握することはできないと思いますが、今後の委員会に向けて、もう少し数字も含め、お示ししていきたいと思います。

委員長 続いて、議題(4)及び(5)「市内宿泊事業者向けアンケートの結果について」と「他市の宿泊税の導入状況について」を、続けて事務局からご説明をお願いします。

事務局 — (4) 市内宿泊事業者向けアンケートの結果について及び (5) 他市の宿泊税の導入状況について説明—

委員長 事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問はありますか。

委員 例えば京都市や熱海市等は新幹線が通っているの、私のイメージですと、ほとんどの方が宿泊されるように感じますが、日帰りが主流の鎌倉で宿泊税をまず導入するってということについて、結構ハードルが高いのではないかという意見はあると思っています。

副委員長 弘前市等はそこまで宿泊型の都市というわけでもないの、将来の観光振興を見越しているところもあります。宿泊税を導入しておくことによって、将来の観光にかかる安定財源につながるの、今少ないから課税しない、というよりは、将来に向けた発想を持って課税を決定した自治体もあると言えます。ただおっしゃるように、宿泊施設が集積している地域で宿泊税の導入が検討されるケースが多いの、鎌倉市のような都市の場合は、理解を得づらい可能性はあるかと思います。

委員 よく鎌倉市が宿泊税を取ると、横浜市や江ノ島にお客さんが流れていっちゃうのではないかという意見もありますが、私はそこまではないと思います。

ただやはりこれだけ日帰り客が多いということで、宿泊税を切り口としながらも、今後は日帰りの方からも何らかの形で徴収を考えていただきたいと思います。

副委員長 違法民泊の問題もあるので、宿泊税を導入して、宿泊施設者がその特別徴収義務者になるということで、違法営業が明らかになってくるなど、ある意味抑止力的な方向に働くことも多いです。業界ではいわゆるフリーライダーと言われる、受益に対して対価を支払わないタダ乗りの人たちにも何らかの負担を行ってもらえるような仕組みを考えていかなければいけないと思います。

宿泊税を導入することで、しっかりビジターからいただくというスタンスを示し、これを第1弾にすると、次のステップは、例えばエリアに対して協力金を設けたり、ふるさと納税を活用したりしてもいいでしょう。駐車場への課税という議論も十分にあり得ることですよね。そういう意味では、様々な選択肢を本検討委員会においては残しつつ、プライオリティを考えていくことが必要だと思います。

事務局 宿泊税を導入した自治体が多数ある中で、導入後に宿泊者数が減ったところがあるかについて、他市の公表情報等をネットで調べられる範囲でリサーチはしたのですが、そういった情報は出てきていません。

副委員長 そうでしょうね。多くの自治体が採用している税額 200 円程度だと、課税されるなら泊まらない、という事にはならないでしょうね。

委員 東京都は税額を上げる議論をしています、引き上げられるとどうなるのでしょうかね。

委員 東京が初めて宿泊税を導入したとき、私は現場で徴収していましたが、たかだか100円、200円とは言え、かなりお客様からの反発が多かったです。「なんでわざわざここに来てまで100円、200円を払わなきゃいけないんだ」というのがお声として多くて、事業者側からすると、制度なので徴収しなければいけないですし、当時は説明して納得してもらおうしかありませんでした。

今は多くの自治体で徴収しているので、認知度も高まり、ほとんどの方は過去のような抵抗感はないのかなと思っています。そのため、鎌倉市が宿泊税を導入したからといって、それに対して極端なマイナス要素はないと私はと思っています。

今も導入に向けて検討されている自治体がかなりありますし、将来的なことを考えて安定的な税収入を得るためとなると、宿泊事業者は協力せざるを得ないのかなと思います。

結局要は宿泊に関わるところから税を取るということになると、宿泊者をどんどん増やしていかないと安定的な税収にはつながらないと思うので、その点を丁寧に宿泊事業者にご説明いただきながら導入を進めていただきたいです。

ただ税額については、利用者の方のマイナスな反応にもつながると思います。100円、200円ぐらいであればほとんどの方はご理解いただけるのではないかなと思うので、そこまで影響はないのかなとは思っています。

委員長 そのあたりの制度設計については、今後の委員会においても議論を深めていきたいと思っています。

委員 徴収の対象者について、海外の方は相対的に多くの金額を利用しているのですから、外国人と日本人を分けて、インバウンドから高く徴収がすることはできるのでしょうか。

市でも外国人向けのパンフレット等や、多言語の掲示板などにお金をかけていますし。

副委員長 それは税の三原則からしても、総務省から認められない可能性が高いと思います。

ただ、例えばニセコ町とか倶知安町のエリアなどは、1泊1室何百万みたいなものもありますから、1人当たり税額いくら、と計算しにくところもあるので、定率制を選択したという背景があります。

インバウンドを対象としたラグジュアリーなゲストハウスなどが鎌倉にも多くあるのであれば、定率制にしてラグジュアリー層として想定されるインバウンドに結果として多く課税する、という手法もあるのではないかなと思います。

委員 海外から来た方と国内在住の方を見た目で分けるのはかなりハードルが高いです。何をもって海外の方、国内の方っていうのは、システムチェックインなどで把握できる可能性もありますが、それでも人が介するところの方が多いので、判断基準も揺らぎますし、それこそ、仮に国内の方、海外の方っていう判断を間違えて金額を提示し

てしまったときにクレームを受けるのは現場にいる人間なので、導入は現実的でないと思います。

副委員長 住民を免税にするという議論もありますが、その作業は煩雑なので、検討はしても実現に至っていないですね。

委員 海外の方への免税はあるのですか。

委員 大使館勤務の方などはあります。

恐らく、鎌倉市の宿泊者のインバウンドの比率と、日帰りでいらっしゃっている方のインバウンドの比率は全然違うと思っています。宿泊者はやはり日本人の方がまだ多いかなという印象で、同業の方と話しすると大体同じような感覚です。東京都や京都市は、おそらく海外の方の比率が比率高いのではないかと思いますね。

委員 民泊は海外の方が多いのではないのでしょうか。

委員 そうと思いますが、形態にもよるかもしれないですね。ホテル・旅館としては日本に住んでいる方が多いです。同規模のホテル事業者とお話しても同様ですね。

委員 一点確認ですが、宿泊税が導入されると仮定して、例えば 200 円を取る。そこに事業者側はお客様が宿泊税を現金で払ってもらえればいいのでしょうか。カード決済や QR 決済など、キャッシュレスで払うと、そこにも手数料がかかります。そこを金融事業者が負担するのか。また、このことについて、既に導入された自治体からは何か補助などが出てくるのでしょうか。

副委員長 基本的には、自治体は特別徴収事務手数料として、納入額の 2.5% から 3% 程度、自治体によっては上限 200 万などを設けて事業者を支払っています。

入湯税や宿泊税の場合、それ以外にも例えば宿泊施設の DX 化とか、例えば今まで手書き台帳だったものを POS レジに変えることについて、一定の補助を出したりしています。

やはりシステム改修費などは補填してあげないと駄目だと思います。

その他にも例えば人材確保といった採用コストとか、宿泊施設の健全な経営が結果として税収につながるの、そこに徹底的に予算を組む、ということに取り組んでいるようです。

先ほどお話にあったように、チェックインのときに宿泊税の 200 円をカードで支払う人もいます。それに対して、「うちは現金オンリーです」と対応してもいいと思うんですが、そこにまた煩雑な作業が発生するとしたら、もう手数料が取られるのはしょうがないと、それに余りあるぐらい宿泊税でいろんなフォローがあるからというお考

えで、大体宿泊事業者側が、もう決済手数料分を持つのは仕方がないと言って受けておられるケースが多いようです。

事務局 今日会議資料では、導入済みの自治体をまとめた表を用意しておりますが、直近導入した自治体においては、特別徴収事務手数料やシステム改修費に対する補助は、セットで行っている所が多いです。

委員長 結局宿泊施設にとっては色々なプラス要素が結構あるということですね。

委員 その点もしっかりアピールしていかないといけないですね。

委員長 閑散期対策としての MICE 推進とかもあります。近くの施設さんが儲ければ税収が上がるという仕組みですね。

特別徴収義務者に対する交付金は、大体平均 2.5% です。だけど、カードの手数料の方がそれを上回るの、必ず事業者さん側からすると、これはどうなんだと、なぜ自分たちが負担しなきゃいけないんだ、という議論がどこでも出てきています。でも今、副委員長がおっしゃるとおり、それ以上の観光政策を、宿泊事業者に対して行う、ということでご理解いただいと認識しています。

副委員長 それしかないと思います。

委員長 一番多いところで手数料を 5% に設定していたと思います。福岡市は確か 3 年間は 3.5% で、それ以降は 2.5% みたいに当初設定していたのですが、やはり 3.5% を継続してほしいといった意見が出て、それを了承されていたと思います。ただし、あまり手数料を多く設定すると、総務省から指摘が入りますね。

委員 OTA(インターネット上だけで取引を行う旅行会社)などのパッケージで販売しているところは代理徴収するのですか。

この場合、現地精算になるので、現地で宿泊税だけを徴収するという、ちょっと面倒なパターンになります。

副委員長 OTA は事前に宿泊税を徴収していないケースが多く、ほとんどがチェックイン時の徴収です。

委員 民泊で人がいないところなどはどうやって徴収するのでしょうか。

副委員長 制度的に言えば、特別徴収義務者の立場ですので、どのような状態であっても徴収は必要です。

委員 つまり、お客様から徴収できなければ、宿泊事業者が負担することになりますね。

副委員長 そうです。かつ、電気代やガス代のように毎月納付が必要です。

委員 なるほど、これはキックバックを見越してちゃんと納税すると、手数料として数%が返ってくるような形になるということですね。

委員長 他にも何かご質問はありますか。宿泊事業者にとっては不安が多いですよ。

委員 宿泊施設からすると、おそらく本当に分からないことの方が多いので、抵抗感の方が強いのではないかと思います。そのため、本当に宿泊事業者に対しての丁寧な説明が絶対必要かと思います。

委員長 まさにおっしゃるとおりだと思います。

他にいかがでしょうか。今日は第1回なので、導入したらどのような不安があるかっていうことを、色々出していただけるといいかなと思います。

どうしても宿泊税問題に終始議論しますけども、先ほどの、多様な観光財源の可能性についても検討しなければいけないと思います。

先ほど山下副委員長にご説明いただいた太宰府市の駐車場税、正式には「歴史と文化の環境税」、これは駐車場にかける法定外普通税として徴収していました。

これは普通税のため、道路の修繕など何にでも使える、実は行政にとって一番便利な税ですけども、実際中身はほとんど観光振興に使っていると伺っています。

このように、駐車場にかける税もあり得るのかもしれないですけど、地元の方と県内の方と観光客等をどこで分けるのかという難しい議論もあります。これは神奈川県全体の話かもしれないですね。神奈川県は日帰り観光客が多いので、県もずいぶん悩んでいる部分もあるみたいです。

委員 宿泊税でないところでいくと、昔、Suicaで降りた人に100円を寄付してもらおうといったようなことができないかが検討されていて、それがSuicaの機能として、そういう寄付には使えないという法律か何かがあって出来なかったと記憶しています。ただ、最近スマホもタッチ決済でいろんなことができる中で、駅とか案内所とか、それからお寺とかの場所でも寄付してもらおう。それがどのくらい寄付が入るかなんて想像つかないですけど、定額であれば、可能性って結構あるのではないのでしょうか。鎌倉駅東口ではトイレの寄付金をまだやっていますよね。あれも意外と入るのでしょうか。

事務局 年間90万円近くは入っていたと思います。

委員 そのような方がいらっしゃることを見越して、機械等をどこかに設置して、お寺さんなどにも協力を頂きながら寄付を得るということも大事ですね。

委員 国立公園の、例えば上高地に行ったら、遊歩道で協力金の呼びかけをやっていたりしていますけど、そこにはゲートなどが無い、様々なところから入場できる場所ですから、入域への課税や特定箇所での募金等といっても課題はあります。場合によっては実証実験的に、いくつか財源のポートフォリオみたいな形で様々なパターンを同時にやった方がいいと思います。

さきほど海の家の話をしましたけど、そこに税をかける仕組みを作るとしても、総務省との協議などで大変時間がかかってしまうと思うので、ふるさと納税で出してくれるのと同じぐらいの感覚で、寄付を募るのはいいと思います。

副委員長 事例の紹介ですが、今年の2月1日から、ローマのトレヴィの泉で、朝の9時から夜の10時まで、入場料の徴収を始めました。ローマの住民と6歳未満のお子さんと、あとは障害のある方と、そのケアの方はフリーにしているようです。

そこでの徴収方法が、イタリアの例ではありますが、どのような感じで行っているのかというのは、今後の参考になるのかなと思っています。エリアを利用する方に対する徴収については、少し今後状況を見ていきたいなと思っています。入域料、入域税か、協力金なのか、入場料なのかなども含めて。

委員 富士山の入山料は4,000円ですね。去年で確か静岡・山梨で、山梨だけでも7、8億ぐらいの収入があると聞いています。あそこはゲートがあるから、そこでチェックできていますね。

委員 江ノ島みたいな入域が限られるところがあったら、一番やりやすいんでしょうけどね。

委員 2つ質問です。事業者向けのアンケートをやられたと思いますが、これは宿泊のタイプ別のクロス集計はできるのでしょうか。

民泊の方はどのような意見があるのか、いわゆる大型の旅館はどうか、など、タイプ別の意向みたいなのが分かるといいなと思いました。

また、宿泊客数の50万人っていうのは、市全体の推計値を出すことは考えていますか。

事務局 クロス集計は可能です。50万人は、神奈川県で行っている入込観光客数調査を実施するにあたり、鎌倉市独自に宿泊事業者向けの調査を行って、回答のあった40施設程度の宿泊者数を集計しているのが実態です。今後、アンケートなどにより、宿泊施設の方が協力いただければいただけるほど数字の精度が上がる状況です。

委員 回答のあった施設の客室規模は分かるのですか。

事務局 大型の施設の方からの回答が多く、小規模な施設までを拾い上げられておらず、その部分の客室規模を推計で出すための基礎データが無く、難しい状況です。

委員 施設数は多くても、市の規模からすると、大きな施設はそれほど多くないと思っています。

事務局 民泊については、年間180日の制限の中でどれだけ稼働しているのかという実態を、アンケート等を元に把握して、推計値を出せるといいと考えています。

委員 民泊は鎌倉市に本社を置いていないところも多いですね。家主不在型で、管理会社が別の場所にあるところなど。

事務局 県への情報公開請求では個人などの全部のデータをいただけてないので、割合は出せていませんが、感覚としてはやはり市外事業者、または市外の管理会社に運営委託している事業者が多い印象です。

委員 宿泊税を導入した場合は、そこが特別徴収義務者になるのでしょうか。それとも管理会社が代理徴収するのでしょうか。

事務局 あくまで宿泊施設の運営者が特別徴収義務者であり、管理会社を経由して、運営者(特別徴収義務者)まで情報を届けていきたいと考えています。民泊の近くに必ず管理者がいて、緊急対応を行っている制度のはずですので、管理会社の情報を把握するなど、運営実態についても確認していきたいと考えています。

委員長 色々とお議論頂きましたが、様々な観光財源があるなかで、トッププライオリティとしてやはり宿泊税に集中して、まずは検討していくという方向性がいいのではないのでしょうか。今日の会議はそこを確認して、第2回、第3回の議論につなげていくというのでどうでしょう。

委員 先ほどから議論があるように、宿泊税導入するにあたっては、日帰り観光客に対しても何らかの負担を求める考え方を並行して検討すべきだということは、意見として必ず載せていかないといけないと思います。

また、市としてどれぐらいの財源を見込んで、どういうことをしたいのかを最初に示してあげないと、宿泊事業者のお手間になってくるわけですから、宿泊税が事業者にとってもプラスになるっていうところをしっかりと示してあげないと、すんなりと腑に落ちないのかな、というところが、皆さんの意見を聞いていて、実感したところです。

委員長 わかりました。他に何かご意見あればお願いいたします。

今日は議論に出てきませんでしたけど、熱海市は税収が確か6~7億ほど入る見込みで、それをDMO(観光地域づくり法人)に入れているようです。DMOがしっかりとデータを分析したり戦略を作ったりする役割を担うのが重要なのですが、鎌倉市の場合はそういったDMOの存在がないと聞いています。観光協会がありますけれども、やはり組織の問題は結構重要で、宿泊税収は行政に入りますが、行政が全部使うという話にはおそらくならなくて、観光協会に活用のためにお渡ししたり、DMOにお渡ししたりっていうことがあると思なので、その点についてもこれから非常に重要な議論になると思います。

副委員長 湯河原町は、観光協会、商工会、旅館組合それぞれの団体にとってメリットある事業をやってほしいという要望をしていました。財源についても、経済団体などと話しながら考えていくようなことを話されてきました。それから今委員長がおっしゃったように、長崎市はDMOに財源の6割ぐらいを充当しており、結構な割合を任せることで宿泊税の効果的な活用を進めているようです。その代わりちゃんとROI(投資利益率)みたいな費用対効果の確認を明確にかつ厳密に見ています。人とか推進体制による信頼感がやっぱり宿泊事業者さんの安心感を与えることもありますね。

委員長 お金を渡すにしても渡し切りじゃなくて、やっぱりミッションを果たしてもらうことが重要なので、長崎市は契約までは行っていませんが、目的を達成したらちゃんと宿泊税を入れ続けます、というような仕組みを作っています。やっぱり目的を達成することは重要なミッションです。

副委員長 宿泊税とは少し違いますが、折角なので発言します。今後鎌倉市さんの観光予算のあり方みたいなことが問われると思うのですが、日帰り客って、悪い言い方になってしましますが、事実として市としてはコストでしかないとも言えます。

観光客が増えても税収効果に反映されていないのはもう典型ですけど、言い方は難しいですが、例えば花火大会をしたとしても税収に跳ね返ってこないし、日帰り客は税収効果がないので、今後は宿泊施設や滞在型観光支援にシフトしていくことに対してお金をかけていけないといけません。

日帰り客への対応は止められませんけど、日帰り客を増やすことにお金をかけることはかなり費用対効果がないっていうことだと認識していけないといけませんね。

ただ、飲食店の方もいらっしゃいますし、海の家の方もおられるから、その人たちの暮らしも考えていく必要がありますから、言い方は難しいですけど、お金をどこにかけるかって考えたら、かなり慎重に考えないといけません。

委員 経済波及効果もやはり宿泊客の方が大きいですからね。旅館、ホテル等に入ったお金がまた地域に回っていくわけですから。地域循環というか、経済循環が気になります。

副委員長 これも気をつけていただきたいのですが、「オーバーツーリズム」、これメディアにも重々伝えないといけないと思いますが、オーバーツーリズム対策のための財源って書かれたら相当なハレーションに繋がると思います。本当に気をつけて進めないと、オーバーツーリズム対策は元々の一般財源でしっかりやっていかないといけないと思います。宿泊税の税収分に関しては、ちょっと慎重に示さないといけないですね。

委員 先ほどお話ししたみたいに、鎌倉は「オーバーツーリズム」だということばかりメディアに出れば出るほど、ホテルの営業の際に地方に向かっても、まず出てくるのがそれです。「鎌倉はオーバーツーリズムだから行きづらいよね」という印象が全国的に強くて。

いやいや、鎌倉だけじゃないよねって思うんですが、そればかりがクローズアップされているような映り方をしています。

委員 京都も同じく、すごく局地的なので実はそんなに市民全体が不便だという訳でもないですが、風評被害の方が大きいですね。負のイメージが出てしまっています。

委員 そうですよね。だから 東京都は確かもうオーバーツーリズムの言葉自体使わないようにしていると言っていました。

委員 オーバーツーリズムっていう言葉自体が、もう既に死語かもしれないですね。観光協会とすると、今の状況はオーバーツーリズムなのかと考えることも多くて、たしかに一部の時間と場所で混雑が集中している状況はありますが、全体のバランスとしては、以前に比べると著しく酷いとは思っていません。

新しい言葉を使って、例えば宿泊の推進のための朝夜観光や滞在型観光についても我々は今までオーバーツーリズム対策の施策としてアピールしていますが、「新しい魅力の発信」など、何か言葉をうまく整理して発信していくと、これと合致した施策になるのかなと思います。

委員 やっぱり需要のコントロール、需要の平準化が必要なのではないでしょうか。オーバーツーリズム対策というよりも、需要をどう平準化していくかっていうのは重要ですね。

副委員長 行政の立場としては、住民目線の施策ということだとは理解しています。福岡市は宿泊税導入から3年経って検証もして、次の段階に向かっているのですが、住民の満

足度アンケートの中で、福岡市の観光施策振興をやることよっての住民の満足度がKPIより下回っていて、これはまずいという状況になっています。

今は、次期観光計画の議論をしているのですが、観光振興による経済効果が直接自分にはメリットがないと思っている方が多いです。しかし、実は宿泊税を使って、例えば地下鉄にエレベーターを設置したりしているなど、お年寄りの方が移動しやすくなったりということが結構色々あるんですよ。

だけど、これは宿泊税でやった事業です、とは書いていません。そういうのを明確にやって、やっぱり住んでよし、訪れてよしなので、住んでいる人たちにとってもメリットがあって、観光客にもメリットある事業をもっと前面に出していくべきとの議論をしました。

それで観光客が増えて税収が増えたから、お年寄り等にとっても歩きやすいまちになっているよね、っていうロジックの方が分かりやすくなります。今後導入したときには、説明の機会を相当増やさないと、例えば細かくエリア単位でタウンミーティングしたりするなど、福岡でも相当ワークショップとか繰り返していますので、そこは毎年丁寧にやっていると聞いています。

委員 少し話はずれますが、千葉県は県で宿泊税導入に向けた取り組みを行っています
が、神奈川県にはそのような話はないのですか。

副委員長 今のところないと聞いています。湯河原町の委員のときに確認していただいたので
すが、県としての検討はないという状況のようです。

事務局 直近でも神奈川県と共有していますが、特に向こう何年間で行うというのは考えて
いないようです。

副委員長 千葉県については、浦安市は県と二重で取るようなお話でした。県と市でもめるケ
ースもあるようで、どっちが先に導入するか競争しいところもありますよね。千
葉県は導入を検討しているときは、各市町は県がやってくれたらという雰囲気だった
そうです。

ところが、内容が固まった途端に急に浦安市や千葉市等も検討し始めて、若干混乱
しているように見受けられます。

長崎県も一緒なのですが、長崎県は、元々長崎市が導入しているんですけど、雲仙
市や佐世保市が検討を始めているようで、県も導入を検討しています。

福岡のときは県と市で同時に導入したのですが、やるならば、調整しながら行わな
いと、宿泊者や事業者側からしてもややこしいですよ。

今回長野県は県が一律で300円、市町村はバラバラで、例えば白馬村は定率制を検
討しています。他の町村は定額制を検討していてそれも入り乱れているので。

県とやるなら同時にやらないと、ややこしくなります。

神奈川県は鎌倉市が導入を検討していて、湯河原町も進んでいますし、横浜市は今の所議論する場ではないようですが、このように基礎自治体単位で進んでいたら、後から県が動き出す出しづらくなりますよね。

委員 やったもの勝ちっていう感覚かもしれないですね。

委員長 宮城県は仙台市と一緒に導入しています。大分県はむしろ県が導入を進めているようです。

副委員長 大分は県がやろうって言っているようです。別府市が入湯税のかさ上げをしたのですが、宿泊税もやって行こうということになったそうです。宿泊税の議論って市役所としても準備が大変ですし、小さい自治体だとマンパワーがないのが実情です。ね。だったら県で導入しようと、そういう都道府県も結構あるそうです。

委員長 導入するにも条例も作らなくちゃいけないですし、総務省との協議もありますから。結構手間がかかります。罰則規定を入れるとなると、警察との協議も出てきますからね。

副委員長 福岡の場合は、県で徴収したものを一旦全部基金に入れてあります。それを前年の年度末等に、あなたの市町村では来年これぐらいになりますっていうのをまず通知するそうです。その額に合わせた事業計画を、市町村側に出させています。それで、事業が終わったらまた報告書を出させるという仕組みを取っています。国の補助金みたいですね。

委員 基金化するというのは、実行の担保力はとても強いですね。

事務局 用途を限定するということはとても大事で、地方自治体の予算はどうしても単年度予算になってしまいます。例えば宿泊税収が1億円ありました、そのうち5,000万しか使わず、5,000万円が残りました、となると、それが一般財源化してしまい、例えばですが職員の給与等に回されてしまうこともあり得ます。

しかし、その5,000万円を基金として、別のお財布を作ってそこにに入れてやる。

この基金は例えば観光に資する宿泊客の増加のためや、宿泊施設の周辺環境の整備・向上等の用途に限定することで、翌年度はそこから繰入れして使っていく、ということもできるようになります。

副委員長 福岡市は上振れた分だけを基金にしています。だから、毎年の当初予算を組むときに宿泊税を含む観光予算があって、そこに基金の取り崩し額を毎年数千万円入れて、結果として上振れ分を基金に積み足すことで、余った分もしっかりと観光に資する施策に利用できるようになるので、資金の流れも分かりやすいです。

委員 例えば災害、津波避難のように、誘導路を作りましようとなると、結構がお金がかかります。そういう時に基金からまとめて出すなんていうのは非常に有意義ですよ。

副委員長 入湯税を基金化している町もあります。いわゆる風評被害対策とか、コロナ禍の支援策のようなケースもありますね。

あと、鎌倉ではあまりないかもしれませんが、福岡の場合は、MICE 国際会議の誘致費用にも活用しています。5年後とか10年後の誘致を進めるには、基金を活用して思い切った提案ができます。特に国際間の競争になると、財源が安定的にあるのは非常に強いです。

事務局 MICE 等は宿泊にもつながりますよね。基金があれば単年度主義じゃなくなりますからね。どうしても行政は予算が単年度主義になってしまって、3月には使い切らないといけないって話が出てしまいます。

副委員長 福岡市は、観光コンベンションビューローの職員の給与も上げています。財源を入れて、公務員に準ずるラインまで上げることで、職員のモチベーションアップにつながります。これも安定財源ができたからこそその対応ですね。

事務局 ヨーロッパでも、まさに宿泊税をそのような使い方に回していますね。

委員長 さて、会議終了時間になりましたので、他にご意見等なければ、最後に議題（6）その他について、事務局からお願いします。

事務局 ー(6)今後のスケジュール案について説明ー

委員長 ありがとうございます。

第1回の検討委員会はこれで終了ということにしたいと思いますが、次回は1ヶ月後となりますので、皆さん宜しくお願い致します。

それでは、進行を事務局へお返しいたします。

事務局 委員長、円滑な司会進行をありがとうございました。

皆様におかれましては、本当に活発なご議論とご意見等をいただきまして大変私達も勉強になりました。また、今後やっていくことや、検討が必要なことについて、明確になったと感じております。

次回委員会までの間で様々ご助言いただく機会等もあるかと存じますので、その際はどうぞよろしくお願いたします。

以上をもちまして、本日の第1回鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会は閉会とさせていただきます。皆様には、長時間にわたり活発なご意見をいただき、誠にありがとうございました。